

## 令和4年 第4回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年4回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年4月7日（木）
- 2 招集通知日 令和4年4月7日（木）
- 3 招集日時 令和4年4月19日（火）午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A～C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

### 農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 4名

（影山孝委員、岡部俊男委員、佐藤良幸委員、岡部重雄委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 14 号 農用地利用集積計画について

議案第 15 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 18 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 19 号 令和 3 年度農業員会共通経費収支報告の承認について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 7 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 8 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 9 号 送電線の建設に係る農地転用届出書の受理について

12 その他

13 開 会 （午後 3 時）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 5 番 大越 彰 農業委員と 6 番 村上 光宏 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 4 時 3 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実  
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 4 年 4 月 2 1 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第4回総会

令和4年4月19日（火）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第14号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木専門員 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第59号から第82号までについて、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第14号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第14号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第15号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 三島木専門員 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第18号から23号までについて、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第15号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第15号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議長 次に、議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 22 号について関口委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第 22 号について説明いたします。

4 月 17 日、桑名農業委員と調査してまいりました。譲渡人と譲受人は隣組のおつきあいであり、譲渡人は家の跡継ぎがなく、20 年くらい過ぎ、市外に住み、高齢となったことから、実家の宅地及び隣接する田畑の維持管理ができないという理由で、まず宅地を売却したい意向を示したところ、譲受人が農機具置場として購入したいという申出がありました。その際に、譲渡人から宅地を購入したいということであれば、農地は無償で譲り受けてもらえないかとの話があり、今回の申請となったとのことです。現在、申請地は耕作放棄地となっておりますが、譲受人から補助事業を利用し、農地として活用していきたいとのことでした。今回の申請により耕作放棄地が解消され、周りの農地に影響を与えるものでは無いと考えます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 23 号について、橋本委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 23 号についてご説明いたします。

4 月 13 日に安藤農業委員と調査を進めてきた内容についてご説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、譲渡人が嫁ぐ際に譲り受けた土地であります。現在、譲渡人は介護施設に入っていることから、譲渡人がまだ元気なうちに土地を整理しておきたいということで、今回の申請となりました。申請地については、譲受人も高齢であることから 3 年程前より作付けを行っていないことでしたが、今後は草刈りなどの維持管理をしていくということで、許可上問題がないかとは思われますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願い

します。

議長 受理番号第 24 号について、相楽委員よろしくお願ひいたします。

相楽推進委員 受理番号第 24 号について説明いたします。

4 月 17 日に安藤農業委員と調査・確認しました。譲渡人と譲受人は同じ地域に住んでおり、申請地は数年耕作していないとのことでしたが、譲受人の前に位置しており、利便性が良く、効率的な農地利用に支障が無いと思われまゝ。譲受人の農業技術については長年栽培していることから問題は無く、耕作に必要な機械・施設は保有しております。また、価格についてはお互いの話し合ひで決定したものであり、妥当と思われまゝ。許可上問題がないかと思われまゝが、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第 25 号について、根本委員よろしくお願ひいたします。

根本推進委員 受理番号第 25 号について説明いたします。

4 月 14 日に古川農業委員と譲受人に聞き取り調査を行いました。今回の申請については、譲渡人が高齢となり申請地も自宅から離れていることから、申請地の近くに住む譲受人にかねてから売却を持ち掛けていたところ、譲受人も会社を定年退職し、専業農家となったことを機会に話しがまとまったとのことでした。価格につきましては、双方合意のもとに決定された金額で妥当であると思われまゝ。また機械設備等も有しており、問題が無いかと思われまゝ。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受理番号第 26 号について、村上委員よろしくお願ひいたします。

村上推進委員 受理番号第 26 号について説明いたします。

4 月 16 日に譲受人に対し、聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は知人関係にあり、譲受人世帯の農業従事者は 4 名で、今回借りる農地で水稻栽培をいたします。譲受人は新規就農であります、知人の指導・協力を得ながら作業を行う予定でいます。作業に必要な機械は一部知人から借りうけ、不足分は購入・リースで対応するとのこと、今後は様子を見ながら、同地区で良い農地があれば取得を考えているとのことでした。

価格につきましてはお互いの話し合いで決定されたものであり、妥当  
と思われる。特に問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議  
をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 27 号、第 28 号については関連しておりますので、池田  
委員よろしく申し上げます。

池田推進委員 受理番号第 27 号と第 28 号については関連しておりますので、併せ  
てご説明いたします。

4 月 17 日に当事者に話を伺いました。第 27 号の譲渡人から譲受人へ  
農地を交換してほしい旨の話があり、譲受人も土地の利便性もある  
ことから、交換することとなったとのこと。委員の皆様のご審議  
をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ  
いて」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 16 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許  
可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することと  
いたします。

次に、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否  
決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員及  
び最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 5 号について、橋本委員よろしくお願いいたし  
ます。

橋本推進委員 4 月 15 日に安藤農業委員、吉田農業委員と調査した内容について  
ご説明いたします。

この農地は水害のリスクが大きいことに加えまして、譲渡人も高齢であるということで、休耕している土地であります。周囲を譲受人が設置している太陽光発電設備が囲んでいることから、譲渡人から申請地を購入してほしい旨を打診しまして、今回の申請に至りました。一方、譲受人も耕作放棄地解消、景観維持の観点からも土地の購入を快諾したとのことです。以上の点からも周囲の農地に与える影響も無く、問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第6号について、大河原委員よろしくお願いいたします。

大河原推進委員 受理番号第6号について説明いたします。

4月17日、桑名農業委員と調査してまいりました。譲受人は譲渡人の娘婿にあたる方です。今回、譲受人が持ち家を持ちたい意向があり、譲渡人へ相談したところ、この話がまとまったそうです。土地を調べた結果、西側に面している農地の所有者が義父ではないことが判明し、この農地も宅地として利用したいことからもう一人の譲渡人に打診したところ、快く譲ってくれるとなりました。価格についても双方納得した金額であるようです。雨水は西側を購入することにより、支障なく側溝へ流すことができ、生活排水は農業集落排水施設を利用することから、周りの農地に影響を与えるものは無く、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第7号について、関口委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 受理番号第7号について説明いたします。

4月17日に桑名農業委員、深谷農業委員と現地立会・説明を受けました。譲渡人と譲受人は親子関係の次男に当たり、家の建設について譲渡人と相談したところ、申請地に分家住宅を建設することとなりましたが、農地の集団性を阻害するものではなく、生活排水は農業集落排水施設を利用することから特に問題がありません。また、隣接する土地所有者の同意を得ており、付近の農地に与える影響は無いものと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。



議長 長 受理番号第 8 号について、相樂委員よろしくお願いいたします。

相樂推進委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

4 月 17 日に安藤農業委員と現地調査・確認をしてまいりました。申請地は休耕地であり、太陽光発電施設を設置するため、申請が出されたものでありますが、農地の集団性を阻害するものではなく、雑草の駆除については、除草剤を使用せず、草刈り機を使用することであるため、付近の農地に影響を与えるものではないと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第 9 号について、高橋農業委員よろしくお願いいたします。

高橋農業委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

今回の土地について、以前は梨を栽培しておりました。平成 26 年頃、東北電力の送電線の建設により、梨の木を伐採し、保全管理のみにとどまり現在に至っております。近くに譲受人の太陽光発電施設があり、この土地についても、日当たりなどの条件が良いことから、今回の申請に至りました。設置後の除草につきましては、隣接に畑等がありますので、除草剤を使用せず、草刈り機を使用することです。また、一部防草シートを敷きたいとのことでありました。近隣に住宅がございいますが、事前に設置の旨を十分に説明し、トラブルが無いよう進めるとのことです。許可上、特に問題が無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第 10 号について、塩田委員よろしくお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 10 号について説明いたします。

今回の申請地は、隣接地が太陽光発電施設として県の許可を得ているところで、工事に当たり、重機進入路として当初計画した道が狭く、コンクリート舗装の強度が耐えられないことから、農地一時転用申請に至り、昨年 8 月の総会にて決定された場所です。今回、改めて申請となった理由は、工事の下請け業者が変わり、工事完了が遅れたためとのことで、やむを得ないものと考えます。本件は一時転用であり、工事完了後は農地として原状に戻すこととなっており、問題は無いと

考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしく願います。  
議 長 受理番号第 11 号について、吉田委員よろしく願います。  
吉田推進委員 受理番号第 11 号について説明いたします。

4 月 16 日に和田会長、小枝農業委員と聞き取り調査をいたしました。  
譲渡人は譲受人の代表者であります。平成 30 年から森宿地区のほ場整備事業が始まりまして、工事を進めてまいりましたが、本年工事が終了し、全工区の作付けが出来るようになったことから、農事法人を設立し、ライスセンターを建設することとなりました。設置場所については検討した結果、代表者の私有地に決まりました。近くに住宅がありますが、ほ場整備事業の受益者であり、設置については理解をしております。また、堆肥を作るということではありますが、汚水が直接ながれないように柵を設置するなどの対策をすることとあります。許可上、特に問題は無いと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。  
(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 17 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 18 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員及び最適化推進委員から願います。

受理番号第 4 号について、根本委員よろしく願います。

根本推進委員 受理番号第 4 号について説明いたします。

3月29日に古川農業委員、高橋委員、事務局と代理人立会のもとに現地確認をいたしました。非農地化した理由につきましては、事務局の説明のとおりでございます。長年に渡りまして排水側溝など日常生活に不可欠な施設となっております。また、道路につきましては仁井田区を横断する主要道路となっております。このことから、非農地化に問題は無いものと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第18号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第18号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

次に、議案第19号「令和3年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第19号「令和3年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第19号「令和3年度農業委員会共通経費収支報告の承認について」は承認といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出書の受理について」 3件です。

○ 報告第7号「農地法施行規則第29条の規定による農地転用届出書の受理について」 1件です。

○ 報告第8号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 6件です。

○ 報告第9号「送電線の建設に係る農地転用届出書の受理について」 1件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議長 事務局からは何かございませんか。

事務局 ●活動日誌における記載内容について、事務局長が説明した。

・農水省より委員の活動日誌について、月6日の活動を義務付けとし、目標日数を10日以上とするという方針を打ち出したことから、委員の皆様の負担が過度に掛からないよう、活動日誌の記載内容について工夫が必要となる。

・従来、日誌に記載する内容については、議案案件の現地調査や研修会の出席などに限られていたが、今後は日々の活動についても、農地の集積や新規就農者の発掘、農業技術の伸展に繋がるものと解するため、活動日誌に記載していただくこととなる。

・1日における活動時間の下限は、設定されていない。

・これらを踏まえ、例えば、「今後の農地に関する相談を受けた」ということであれば、「農地の集積」として1日分の活動報告となる。

・委員の皆様には円滑に活動報告を作成するため、1日の活動の振り返りをメモしていただきたい。

・なお、推進委員については活動日誌を総会出席時にまとめて提出も可能としていたが、次回からは出席が無い月でも提出となるので、ご承知願いたい。

議 長 他になければ、これにて令和4年第4回須賀川市農業委員会総会を  
閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。